

悪質金融にご注意を!!

悪質金融（ヤミ金融）による被害が、今も後を絶ちません。
借り入れの前にもう一度よく考えてみてください。



内 容

- ★ 悪質金融（ヤミ金融）とはなにか
- ★ 悪質金融の主な例
- ★ 悪質な金融被害にあってしまったら
- ★ 悪質金融の被害にあわないために
- ★ 返済が困難（多重債務）になってしまったら
- ★ 貸付自粛制度について
- ★ 貸金業法について（主なもの）

★悪質金融（ヤミ金融）とはなにか

正規の登録を受けずに貸金業（※1）を営む者のことで、その行為自体が違法であり、**最高で懲役10年、罰金3,000万円**となっています。

※1 金銭の貸付け（※2）を業として行う者。判例では、反復継続して行う意思をもって貸付けを行えば、利息の有無、相手が不特定多数であるか否かは関係なく、貸金業に該当するとされています。

ただし、銀行や質屋など他の法律で規定がある者は除かれます。

※2 金銭の貸付けには、手形割引、売渡担保、あるいはこれらの媒介を含み、利息付きであるかは関係ありません。

正規の貸金業者は、都道府県知事又は財務局長（財務支局長）の登録を受けて貸金業を営んでおり、別記「貸金業法について（主なもの）」のとおり様々な業務規制があります。

一方、**ヤミ金融は**、正規の業者と違い、法律に定められた業務規制を守らず、**不当な契約を強要**したり、**違法な高金利の要求、過酷な取立**を行うなど、**借りた人の私生活や業務の平穩を害したり、時には破綻に追い込んだり**します。



ヤミ金事例

Aさんは給料が減って困っていた。

たまたま見ていたSNSで「#個人間融資」と検索したところ、「ブラック対応」「即日融資」と書かれており、気軽な気持ちで10万円だけ借り入れてしまう。

簡単にお金を借りられたことから、その後何回も利用することに。最初の数回は返済したが、「10日で3割」といった過大な利息のため、だんだんと支払いが苦しくなり、Aさんの返済は滞りがちに…気づけば利息が膨らみ返済できない状態になってしまった。

業者からは四六時中電話がかかってくるようになり、「返せないなら親や兄弟、会社まで取り立てに行くぞ」と脅され、返済のため、さらに別のヤミ金業者から借り入れてしまう。Aさんは誰にも相談できないまま、数百万の借金を背負ってしまっていた…。

ヤミ金融からは絶対に借りてはいけません！！

次ページからヤミ金融の詳細について記載しています。

★悪質金融の主な例

買取屋

融資の条件としてクレジットカードで商品を次々と購入させ、それらを安い金額で買い取るか、又は高金利で融資します。申込者には業者への借金のほかにクレジット会社への債務も残ります。

紹介屋

あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を呼び込み、「あなたの信用状態はよくない。うちで貸せないのではほかの店を紹介する。」などと言って、他の店で借りるように指示し、そこで借入れをした金額の一部を紹介料としてだまし取ります。

090金融

勧誘のチラシに携帯電話番号と業者名しか書かず、正体を明かさないうまま、違法な高金利で小口の融資を行います。

保証金詐欺

借入申込すると、「信用力を確認するため」と称して、指定口座に保証金等の名目で振込みを求めてきます。中には、複数回にわたって保証金を要求してくるケースもあります。

チケット金融

チケット（新幹線回数券等）を代金後払いで販売し、指定した金券ショップに持込むことで現金化させます。現金化した受取金額と返済金額の差額を見ると法外な高金利になります。

登録詐称業者

チラシやホームページなどで、架空の貸金業者登録番号や他の貸金業者の登録番号を使用して、登録業者を装う無登録業者です。

名義貸し

「消費者金融会社の調査」等の名目で「お金を借りるだけのアルバイト」などと称して消費者金融会社から金銭を借りさせ、一定のアルバイト料を支払ったうえで「返済はこちらでやっておく」と消費者金融会社が発行したカード（暗証番号）もろとも金銭をだまし取ります。集まったお金とカードで返済と借入を繰り返すため、返済が行われている間は発覚せず、長期間だまされていることに気付かないケースがあります。



家具リース金融・車金融リース

債務者の家具一式（車）を買い取る売買契約を結び、売買代金としてお金を渡しますが、一方で、リース契約を結び、家具（車）は債務者の家にそのまま置いてリース代の名目で法外な利息を要求します。

押し貸し※

契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利を要求します。

ソフトヤミ金

従来のヤミ金融のような暴力的な取立を行わないとされていますが、違法な高金利で貸付けを行います。

手口としては、手軽に短期少額な融資を行うケースが多く、様々な難癖をつけて完済させず、次々と融資を繰り返させ、結果として多額の利息を払うこととなります。返済が滞れば暴力的な取立てを行うこともあります。

給与ファクタリングヤミ金

今すぐ現金が必要な人に対し、「給料日を待たずに現金を受け取れる」などと言って、業者が給与所得者から「給与を受け取る権利」を買い取り、手数料を引いた現金を渡し、後日、支払われた給与を受け取る仕組み。

この事業を行うためには、業者は貸金業登録が必要であり、無登録で行っていたり、法定金利の上限を超えて貸し付けを行っているケースがあります。

SNSヤミ金

SNSを利用して、貸付を行う違法貸金業者のことを言います。

SNSは、電話番号を相手に知られることなく連絡を取り合うことが可能で、借入を希望する人に対して、連絡先を聞き出して連絡を取り合うため、直接対面することがありません。

※ 悪質金融（ヤミ金融）に銀行口座を教えると、銀行口座が悪用され、警察等に口座凍結されることがあります。絶対に、悪質金融を利用してはいけません。

★悪質な金融被害にあってしまったら

● 「安易に請求に応じない」

毅然とした態度で断ることが必要です。

● 「業者とのやりとりを整理する」

業者とのやりとり（日時、内容等）を整理しメモするなど、記録を残しておくことが必要です。

● 「高金利の請求に対して」

超高金利の場合は、基本的にとりあう必要はありません。

● 「執拗な取立等に対して」

一人で悩まず関係相談窓口にご相談ください。（相談窓口一覧参照）
また、家族や職場などに事情を説明し相談することで理解と協力を求めることも必要です。



| 相談内容 | 相談機関 |
|--------------------------------|---------------------|
| 登録業者、貸金業関係の苦情相談 | 県、財務局の貸金業担当課 |
| 法律相談、消費生活に関する相談 | 消費生活相談室、法テラス、弁護士会など |
| 貸金業協会会員業者を主とする苦情相談 | 日本貸金業協会 |
| 債務整理、破産、民事訴訟などの相談 | 弁護士会、司法書士会など |
| 無登録営業、高金利、威迫による取立てなどの事件情報提供、相談 | 警察署 |

例1) 郵便ポスト等にチラシが投函されている。

①登録の有無を確認する

無登録業者(登録詐称)でないか確認しましょう。



●●ローン 愛知県(1)99999

- ・電話1本、即日融資
- ・どなたでもOK



お気軽にお問い合わせください。
090-0000-0000

②電話番号を確認する

登録貸金業者が勧誘・広告に携帯電話番号の記載はできません。

③誇大広告や好条件にはのらない

悪質業者は簡易に借入れできるかのようなキャッチコピーを使います。

例2) メッセージアプリで全てやり取りをする。



審査の結果、融資可能となりました。
つきましては、キャッシュカードと通帳を送付してください。
契約事項で保証人として家族全員の連絡先の記載が必要です。
利息は7日で2割です。

④契約内容は必ず確認する

⑤金利が適法か確認する

貸金業者は、出資法により、年20%を超える金利で貸付を行うと刑事罰が科せられます。また、利息制限法により、貸付額に応じ年15%~20%を超える貸付は民事上無効となります。

★返済が困難（多重債務）になってしまったら

通常の返済ができなくなった場合には、そのままにしておくと利息がかさみ借金がますますふくらんでしまいます。できれば誰にも知られず、安易に借金から逃れたいといった心理がヤミ金融のついている隙になっている事実も否認できません。

解決するためには、任意整理、特定調停、個人再生手続、自己破産などの方法がありますが、まず、相談窓口にご相談してください。

**令和4年（2022年）4月から、
成年年齢が20歳から18歳に引き下げになりました。**

- ・ 成年になると保護者の同意を得なくても、様々な契約ができます。
- ・ 未成年が保護者の同意を得ずにした契約を取り消しすることができる「未成年者取消権」は成年になるとなくなります。

⇒このため、新成年の方についてもヤミ金被害に巻き込まれないよう注意しなければなりません！！

★貸付自粛制度について

ご本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあることなどの理由によって、自らを自粛対象者とする旨を個人信用情報機関に登録し、一定期間、個人信用情報機関の会員に対して提供する制度です。

★貸金業法について（主なもの）

貸金業を営むためには、貸金業法という法律に基づき、都道府県知事又は財務局長の「登録」を受けなければなりません。（登録されているすべての貸金業者は、前月末現在(または前々月現在)で金融庁のホームページ (<https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>) から確認できます。)

登録貸金業者は、その貸金業法によって次のような様々な業務規制があります。

1. 法定書類の交付義務

貸金業者は、貸付けに係る契約前の説明書、契約書、保証契約書、領収書など法律で決められた書類をその都度交付しなければなりません。

領収書には、利息として受け取った金額や残債務額が記載されており、銀行振込により返済した場合でも請求すれば発行してもらえます。

2. 帳簿の備付け・開示義務

貸金業者は、返済のあった日付、金額、残債務額等を記載した帳簿を債務者ごとに備え付けていますので、債務者等が閲覧を求めた場合は、その内容を開示する義務があります。

正当な理由なく、開示を拒否した場合は、処罰される場合があります。



3. 金利

貸金業者の受け取る利息は、利息制限法、出資法に基づき、次の金利以下となっています。

| 契約金額 | 年率 |
|-------------------|------|
| ～ 99,999円 | 年20% |
| 100,000円～999,999円 | 年18% |
| 1,000,000円～ | 年15% |

※ 例えば、10万円を年18%で1か月(30日)借り入れた場合
 $10万円 \times 18\% \div 365日 \times 30日 = 1,479円$ の利息になります。

また、法律に定められた費用(収入印紙代や担保設定費用、カードの再発行費用等(ATM手数料等))を除き、手数料などの名目で貸金業者に支払う金銭は、すべて利息として、上の金利が適用されます。

※ 利息天引きの場合は、手渡金額に対し、上の金利が適用され、年20%を超える契約は、高金利違反として処罰されます。

4. 取立行為

貸金業者は、債務者等の私生活や業務の平穩を害するような取立行為(例えば、大人数での威圧、大声・罵声など)を行うことを禁じられています。

また、正当な理由なく、夜9時から朝8時までの間に勤務先や自宅に電話や訪問による取立を行うことや、債務者の借入の事実を本人以外の者に明らかにすることも禁じられています。

5. 広告

貸金業者は、「ブラック(過去に延滞や破産、債務整理を行ったことがある者のこと)でもOK」とか「審査を行わずに貸付けが実行される」と誤解されるような広告(インターネット含む)を行うことが禁じられています。

疑わしいチラシなどが送られてきたら、都道府県庁や財務局に情報提供をお願いします。(相談窓口一覧参照)。

6. その他

- 貸金業者は、債務者の返済能力を調査し、過剰な貸付とならないようにしており、原則、債務者等の年収の3分の1を超える貸付けは行いません。
- 貸金業者は、営業所ごとに貸金業務取扱主任者(国家資格所持者)を配置しています。
- 貸金業者は、債務の返済のために預金通帳、年金手帳等を保管することは禁じられています。
- 貸金業者は、債権を他社に譲渡した場合には、その旨を貸金業者、譲受人双方から債務者に通知します。
- 貸金業者から債権を譲り受けた者は、貸金業の登録を受けていなくても、貸金業法の規制を受けます。
- 貸金業者は、暴力団員等に債権を譲渡することが禁じられています。

■相談窓口一覧

○県関係相談窓口

| 主な相談内容 | 相談機関の名称 | 所在地 | 電話 |
|-------------------------------|----------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 県登録業者等苦情相談 | 愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 | 名古屋市中区三の丸3-1-2(本庁舎1F) | (052)954-6333 |
| | 営業所所在地を管轄する都道府県 | 各都道府県庁貸金業担当課 | |
| 多重債務相談、法律相談・割賦販売・消費生活に関する一般相談 | 愛知県消費生活総合センター | 名古屋市中区三の丸2-3-2(愛知県自治センター1F) | (052)962-0999 |
| 事件情報・相談(ヤミ金等) | 警察本部住民サービス課 | 名古屋市中区三の丸2-1-1 | #9110(短縮ダイヤル) (052)953-9110 |
| | 警察本部生活経済課 | 名古屋市中区三の丸2-1-1 | (052)951-1611 |
| | 各警察署 | _____ | _____ |

○関係機関

| 主な相談内容 | 相談機関の名称 | 所在地 | 電話 |
|--|------------------------|---|--------------------------|
| 多重債務相談 | 東海財務局 多重債務相談窓口 | 名古屋市中区三の丸3-3-1 (受付時間)月～金(祝日を除く)9:00～12:00、13:00～17:00 | (052)951-1764 |
| 財務局登録業者等苦情相談 | 東海財務局 金融ほっとライン(東海) | 名古屋市中区三の丸3-3-1 (受付時間)月～金(祝日を除く)9:00～12:00、13:00～17:00 | (052)951-9620 |
| | 本店所在地を管轄する財務(支)局 | 北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・福岡・九州、沖縄総合事務局 | _____ |
| 貸金業務に関する相談・苦情・紛争解決・貸付自粛申告の受付 | 日本貸金業協会 愛知県支部 | 名古屋市中区錦3-6-35 (CBCアネックス栄6F) (受付時間)平日9:00～17:00 (土・日・祝休日・12月29日より1月4日までを除く) ご来訪を希望される方は、事前にご連絡ください。 | 0570-051-051 (ナビダイヤル) |
| 債務整理等法律相談 | 愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター | 名古屋市中村区名駅3-22-8(大東海ビル4F) (予約受付時間)9:10～16:30(土・日・祝日含む) 相談は原則、面談制・予約制の有料相談 | (052)565-6110 |
| | | 名古屋法律相談センターの他、岡崎、豊橋、一宮、半田、犬山、豊田、西尾・幡豆、新城、津島・海部にある法律相談センターでも受け付けています(ナビダイヤル0570-783-110)。名古屋、岡崎、豊橋、一宮、半田、犬山、豊田、西尾・幡豆の相談センターのサラ金・クレジット被害相談は初回無料です。 | |
| | 愛知県司法書士会総合相談センター | 名古屋市中村区新尾頭1-12-3 (予約受付時間)月～金(祝日・夏季休暇・年末年始を除く)10:00～15:00 インターネットなら24時間受付 詳しくはパソコン、スマートフォンで、愛知県司法書士会のホームページ(https://www.ai-shiho.or.jp/)をご覧ください。 面接相談は予約制、相談無料 | (052)683-6686 |
| | | 西三河(岡崎市0564-58-0318)、東三河(豊橋市0532-54-5665)、一宮(一宮市0586-28-4838)、半田(半田市0569-32-8896)の各総合相談センターでも受け付けています。 | |
| 債務整理に関する相談と弁護士・司法書士費用の立替(資力要件あり)及び情報提供 | 法テラス愛知 | 名古屋市中区栄4-1-8(栄サンテビル15F) 月～金 9:00～17:00(土日祝・年末年始除く) | 0570-078341 (ナビダイヤル) |
| | 法テラス三河 | 岡崎市十王町2-9(岡崎市役所西庁舎南棟1F) 月～金 9:00～17:00(土日祝・年末年始除く) | 0570-078342 (ナビダイヤル) |
| 債務整理に係る相談(任意整理無料) | (公財)日本クレジットカウンセリング協会 | (電話受付時間)月～金10:00～12:40、14:00～16:40 | 0570-031-640 (ナビダイヤル) |
| 民事調停受付相談 | 名古屋簡易裁判所 | 名古屋市中区三の丸1-7-1 | (052)203-3421 |
| | 簡易裁判所 | 一宮・半田・岡崎・豊橋・春日井・瀬戸・津島・犬山・安城・豊田・新城 | |

